



恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例

平成15年7月2日条例第22号

目次

まえがき

第1章 全体に関すること(第1条～第9条)

第2章 男女共同参画を進めるための仕事

第1節 基本計画(第10条)

第2節 実行する主なこと(第11条～第26条)

第3章 相談や意見(第27条～第28条)

第4章 男女共同参画審議会(第29条)

第5章 その他(第30条)

附 則

子どもから高齢者まですべての人が安心して暮らせる、豊かで住みやすいまちにするためには、性別に関係なくすべて平等に、人間としてのすばらしさをお互いに認め合いながら、自分の意思で行動し、それぞれの個性や能力を十分に生かすことが必要です。

しかし、日本の社会では古くから男性は仕事、女性は家事と育児、介護など、様々なところで性別による役割を分けてきました。国は平成11年に「男女共同参画社会基本法」を、北海道は平成13年に「北海道男女平等参画推進条例」を定めて、このような不平等を無くすることに取り組んでいますが、現在もなお家庭や学校、職場や地域社会において、性別による差別が見られます。

恵庭市は、このような状況を一日も早く解消して、すべての男女が平等に暮らせるまちにするため、「めざす姿」として「家庭のめざす姿」と「学校のめざす姿」と「職場のめざす姿」と「地域のめざす姿」と「市役所のめざす姿」の実践を求めてこの条例を定めます。

第1章 全体に関すること

(目的)

第1条 この条例は、恵庭市において男女共同参画社会を実現するための基本となる考えを決め、市民をはじめ会社、個人商店や農業を営む人、そして市の責任と義務を示し、市がしなければならない仕事の基本を決めることによって、すべての市民が性別に関係なく個人として尊重され、だれもが対等な立場で自由に発言したり活動し、平等に暮らせるようにすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画 男女が、対等な立場の個人として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会のあらゆる分野での活動に自分の意思で参加し、共に責任を持つこと。
- (2) ハラスメント いろいろな場面での嫌がらせやいじめを指し、相手に対しての発言や行動が、その人を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、相手の対応によって不利益を与えること。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次のことを基本となる考え(以下「基本理念」といいます。)として、男女の人権が尊重されるように進めなければなりません。

- (1) 性別に関係なく、個人としてのすばらしさが尊重されること。
- (2) 性別による差別的な扱いを受けないこと。
- (3) 性別に関係なく、個人としての能力を発揮する機会が用意されていること。
- (4) 性別によって役割を分けるような制度や習慣をなくすること。
- (5) 市や職場や地域の仕事について、その計画を考えたり決めたりするとき、性別に関係なく対等に参画する機会があること。
- (6) 家庭の男女が対等な立場で協力し、家庭生活の責任と役割を果たすとともに、学校や地域など家庭以外での活動も支え合うこと。
- (7) 女性が、生涯を通じて性に関する本人の意思が尊重され、妊娠と出産によって健康が害されることがないようにすること。
- (8) 男女共同参画は、国際社会の一員として共に取り組むものであること。

(市民の責任と義務)

第4条 市民は、基本理念について理解を深め、毎日の生活の中で実行するよう努めなければなりません。

(事業者の責任と義務)

第5条 会社そして個人商店や農業などを営む人(以下「事業者」といいます。)は、基本理念について理解を深め、毎日の仕事の中で実行するよう努めなければなりません。

2 事業者は、基本理念を社員が実行できるような環境を作るよう努めなければなりません。

(町内会などの責任と義務)

第6条 町内会など地域の中で自主的に活動している団体は、基本理念にしたがって、男女が平等に参画できるように努めなければなりません。

(市の責任と義務)

第7条 市は、基本理念にしたがって、男女共同参画を進めることを重要な仕事として総合的に取り組まなければなりません。

2 市は、男女共同参画を進める仕事をするときは、市民や事業者はもちろん、国や都道府県、他の市町村とも協力するよう努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 だれであっても、性別を理由に、直接的にも間接的にも差別をしてはなりません。

2 だれであっても、あらゆるハラスメントをしてはなりません。

3 だれであっても、男女共同参画を害するような暴力的行為(精神的に大きな苦痛を与える行為を含みます。)をしてはなりません。

(市民への情報提供)

第9条 だれであっても、広く市民に情報を提供するときは、基本理念に反したり、男女間の暴力を認めたり思い浮かべたりするような表現や、いき過ぎた性的な表現をしてはなりません。

第2章 男女共同参画を進めるための仕事

第1節 基本計画

第10条 市長は、男女共同参画を総合的に進めるため、基本となる計画(以下「基本計画」といいます。)を作らなければなりません。

2 基本計画では、次のことを決めます。

(1)男女共同参画を進めるための「めざす姿」の内容

(2)男女共同参画を進めるために長期間、総合的に行わなければならない主な仕事

(3)前の2号の仕事のほか、男女共同参画を進めるために必要な仕事

3 市長は、基本計画を作るときは、市民や事業者の意見をよく聞かなければなりません。

4 市長は、基本計画を作るときは、恵庭市男女共同参画審議会の意見をよく聞かなければなりません。

5 市長は、基本計画を作ったときは、市民に知らせなければなりません。

6 第3項から第5項までで決めていることは、基本計画の内容を変えるときにも当てはめます。

第2節 実行する主なこと

(仕事の計画や実行するときに気を配ること)

第11条 市は、仕事を計画したり実行するときは、いつも、男女共同参画が進むように気を配らなければなりません。

(審議会の委員など)

第12条 市は、審議会などの委員を決めるときは、男女が同数になるように気を配らなければなりません。

2 市は、仕事の計画や実施について市民から意見を聞くときは、男女が同数になるように気を配らなければなりません。

(取り組む仕組み)

第13条 市は、男女共同参画に市全体として取り組む仕組みを作らなければなりません。

(決まりや費用)

第14条 市長は、男女共同参画を進めるための決まりなどを決め、必要な費用を確保しなければなりません。

(女性の生涯の健康を守ること)

第15条 市は、男女が、互いの人格を尊重し、性や子を産み育てることについて理解を深め、自らの意思で決定できるように、性教育などを充実させなければなりません。

2 市は、女性が、生涯にわたり性についての本人の意思が尊重され、妊娠や出産により健康が害されないように、健康相談などの仕事をしなければなりません。

(広報活動など)

第16条 市は、基本理念を市民や事業者に、いろいろな方法で知らせなければなりません。

2 市は、家庭教育をはじめ学校教育や社会教育などを通して、男女共同参画を進めなければなりません。

3 市は、市民や事業者が男女共同参画を進めるように、研修を行わなければなりません。

(学校等で進めること)

第17条 市は、幼稚園、小学校や中学校などの学校や保育所(以下「学校等」といいます。)で男女共同参画や人権についての教育や保育が行われるように気を配らなければなりません。

2 市は、学校等で教育や保育を行う女性が積極的に登用されることや男女が平等に能力を出し合えるように気を配らなければなりません。

(活動の支援)

第18条 市は、男女共同参画を進めるための活動をしている市民に、情報を提供するなどの支援をしなければなりません。

(家庭生活等と職業生活を両立する支援)

第19条 市は、男女が共に家庭生活をはじめ地域の活動と職業生活のどちらも成り立つことができるように、子どもを育てることや家族の介護等について必要な支援をしなければなりません。

(働く環境での男女共同参画)

第20条 市は、事業者が男女共同参画を進めようとするときは、情報の提供などの支援をしなければなりません。

2 市は、事業者に、男女共同参画についての調査や報告の協力をお願いすることができます。

3 市は、個人商店や農業などの自営業で働く女性が、その能力を十分に生かせるように、働く女性に対し情報を提供するなど必要な支援をしなければなりません。

4 市は、前の3項で決めていることのほか、働く環境で男女共同参画を進める仕事をするとき、国や北海道と連絡を取り合っ、事業者と協力しなければなりません。

(事業者などの表彰)

第21条 市は、男女共同参画について積極的に取り組んだ事業者などを表彰することができます。

(活動場所)

第22条 市は、市民が男女共同参画についての活動をするための場所を設置しなければなりません。

(男女共同参画推進員)

第23条 市は、男女共同参画の考えを広めるために男女共同参画推進員を置くことができます。

(情報の収集と調査や研究)

第24条 市は、男女共同参画についての情報を集めたり、調査や研究をしなければなりません。

(男女共同参画推進週間)

第25条 市は、男女共同参画についての理解と取り組みを進めるため、男女共同参画推進週間を定めます。

2 市は、男女共同参画推進週間には、市民や事業者と協力して、男女共同参画を進めるための行事をしなければなりません。

(市民に知らせること)

第26条 市は、毎年、男女共同参画について取り組んだ状況を市民に知らせなければなりません。

第3章 相談や意見

(相談や意見を言うこと)

第27条 だれであっても、性別を理由として差別を受けたときなど基本理念に反するようなことがあったときは、市長に相談をすることができます。

2 だれであっても、市が進めている仕事が男女共同参画に関係があると思われるときは、市長に意見を言うことができます。

3 市長は、前の2項の相談や意見を受けたときは、関係のあるところと連絡を取り合っ
て、きちんとした処置をしなければなりません。

4 市長は、前の項の処置をするときは、恵庭市男女共同参画審議会の意見を聞くこと
ができます。

(窓口の設置)

第28条 市長は、前の条の相談や意見を処理するため、相談窓口を設置し、相談員を
置かなければなりません。

2 相談員は、次の仕事をします。

(1) 市民や事業者からの相談や意見に応じること。

(2) 相談や意見を処理するために必要な調査、指導や助言をすること。

第4章 男女共同参画審議会

第29条 男女共同参画を進めるため、恵庭市男女共同参画審議会(以下「審議会」と
いいます。)を置きます。

2 審議会が行うことは、次のとおりです。

(1) 市長から男女共同参画を進めることについての意見を求められたとき、調査や検
討をし、意見を言うこと。

(2) 基本計画や実行する計画がどの程度行われたかについて報告を受け、それにつ
いて意見を言うこと。

(3) 前の2号のほか、男女共同参画を進めるうえで必要があることについて市長に報告を求め、積極的に意見を言うこと。

3 審議会は、13名以内の委員で構成します。ただし、男女どちらの委員も全体の10分の4未満になってはいけません。

4 委員は、次の中から市長が決めます。

(1) 知識や生活経験が豊かな人

(2) 男女共同参画についての活動をしている団体から推せんされた人

(3) 市民へ募集をして、応じた人

(4) 前の3号のほか、市長が必要と認めた人。ただし、全体の10分の2以内とします。

5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠で選ばれた人の任期は、前の人任期の残っている期間とします。

6 委員は、3期までに限り、再任されることができます。

7 審議会に会長と副会長を置き、委員が、お互いを選びます。

8 特別のことを調査したり検討する必要があるときは、審議会に臨時の委員を置くことができます。

9 この条で決めていることのほか、審議会の運営について必要なことは、会長が審議会と相談して決めます。

第5章 その他

(規則等に任せること)

第30条 この条例で決めていることのほか、必要なことは、別に決めます。

附 則

1 この条例は、公布の日から行います。ただし、第28条で決めていることは、規則で決める日から行います。

(平成16年規則第10号で平成16年4月1日から施行)

2 恵庭市男女共同参画審議会条例(平成13年条例第17号)は、廃止します。

3 この条例を行うとき、恵庭市男女共同参画審議会条例で男女共同参画審議会の委員になっている人は、第4章で決めていることと関係なく、平成16年3月31日までは、引き続きこの条例の男女共同参画審議会の委員とします。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。